|  |
| --- |
| 令和７年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 |
| *（就労継続支援Ｂ型）* |
| 事業所の名称 | 　 | 事業者(法人)の名称 | 　 |
| 事業所の所在地 | 　 | 法人代表者の職氏名 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者の氏名 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 | メールアドレス |  |
| 指定年月日（更新の場合は更新指定年月日） | 　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | 事業所指定番号 |  |
| ※記入及び提出に関する注意事項 |
| １　本調書には、運営指導対象事業の状況について、特に指定をされている場合を除き、運営指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 |
| 　　また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 |
| ２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料（就労継続支援Ｂ型）」を、運営指導実施日の１４日前までに１部提出してください。 |
| 作成された書類は郵送若しくは持参にて提出をお願いします。 |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日　　　　　　　　　　　 |

目　次

第１　　　基本方針

第２　　　人員に関する基準

第３　　　設備に関する基準

第４　　　運営に関する基準

第５　　　変更の届出等

第６　　　介護給付費等の算定及び取扱い

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月19日松江市条例第91号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

〇留意事項通知　………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

| 第１　基本方針 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　基本方針[関係書類]運営規程個別支援計画ケース記録運営規程個別支援計画ケース記録運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることが分かる書類運営規程個別支援計画ケース記録 | １　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援Ｂ型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援Ｂ型を提供しているか。２　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援Ｂ型の提供に努めているか。３　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。４　指定就労継続支援Ｂ型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | いる　・　いない　いる　・　いない　いる　・　いない　いる　・　いない　 | サービス基準省令第3条第1項サービス基準条例第4条第1項サービス基準省令第3条第2項サービス基準条例第4条第2項サービス基準省令第3条第3項サービス基準条例第4条第3項サービス基準省令第198条サービス基準条例第172条 |

| 第２　人員に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の員　数(１)職業指導員　　生活支援員［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績票等）【多機能型に関する特例】［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績票等） | 事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。１　職業指導員及び生活支援員の総数は指定就労継続支援Ｂ型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。２　職業指導員の数は、指定就労継続支援Ｂ型事業所ごとに、１以上となっているか。３　生活支援員の数は、指定就労継続支援Ｂ型事業所ごとに、１以上となっているか。４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。（１）多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。（２）多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | １．　適　・　否○常勤換算後の員数　　　　　　　人２　　適　・　否○職業指導員の員数　　　　　　　人３．　適　・　否○生活支援員の員数　　　　　　　人４．　適　・　否○常勤職員の員数　　・職業指導員　　　　　　　人　　・生活支援員　　　　　　　人 | サービス基準省令第199条（第186条準用）サービス基準条例第173条（第159条準用）（特例）サービス基準省令第215条サービス基準条例第209条 |
|  （２）　サービス管理責任者［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績票等） | １　指定就労継続支援B型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。　２　サービス管理責任者のうち、１人以上は常勤となっているか。（サービス管理責任者の員数の特例）　※多機能型事業所は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、ア又はイに掲げる該当多機能型事業所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 | １．□ア　利用者の数が60以下　　１以上　　□イ　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上２．常勤のサービス管理責任者の人数　　　　　　人□ア　該当多機能型事業所の利用者の数が60以下　　１以上□イ　該当多機能型事業所の利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | サービス基準省令第199条（第186条準用）サービス基準条例第173条（第159条準用） |
| ２　利用者数の算定[関係書類]・利用者数(平均利用人数)が分かる書類(利用者名簿等) | 　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 　　前年度の平均利用者数　　　　　　　　人 | サービス基準省令第199条（第186条準用）サービス基準条例第173条（第159条準用） |
| ３　職務の専従[関係書類]・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | 指定就労継続支援B型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援B型事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 　　　適　・　否 | サービス基準省令第199条（第186条準用）サービス基準条例第173条（第159条準用） |
| ４　管理者［関係書類］・管理者の雇用形態が分かる書類・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格証・勤務体制一覧表 | 　指定就労継続支援Ｂ型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、就労継続支援B型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援B型事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | 　　①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無　　②兼務有りの場合　　　兼務職種：　　　　　　　　　　　　　 | サービス基準省令第199条（第51条準用）サービス基準条例第173条（第52条準用） |
| ５　従たる事業所を設置する場合の特例[関係書類]・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・従業員の資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類実績表等）・適宜必要と認める資料 | 　主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。（経過措置）指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労継続支援B型事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存在する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される棟建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間3の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 　　　適　・　否　　　適　・　否 | サービス基準省令第199条（第79条準用）サービス基準条例第173条（第81条準用） |

| 第３　設備に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　設備［関係書類］・平面図・備品等一覧表【目視】【多機能型に関する特例】［関係書類］・平面図・備品等一覧表【目視】 | １　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。　（ただし、相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。） 　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | １．　適　・　否　 | サービス基準省令第200条（第188条準用）サービス基準条例第174条（第161条準用）（特例）サービス基準省令第216条サービス基準条例第210条サービス基準省令第200条（第188条準用）サービス基準条例第174条（第161条準用） |
| (２) 訓練・作業室[関係書類]・平面図・設備・備品等一覧表【目視】 | １　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。２　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。（ただし、訓練・作業室は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。） | １．　適　・　否２．　適　・　否 |
|  (３) 相談室【目視】 | 　相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 　　　適　・　否 |
| （４）洗面所【目視】 | 　洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。 | 　　　適　・　否 |
| （５）便所【目視】 | 　便所は、利用者の特性に応じたものであるか。 | 　　　適　・　否 |
| （６）【目視】 | これらの設備は、専ら当該就労継続支援Ｂ型事業所の用に供するものとなっているか。（ただし、利用者の支援に支障がいない場合はこの限りではない。） | 　　　適　・　否 |  |
| （経過措置）　（１）多目的室の経過措置　[関係書類]・適宜必要と認める資料 | 　法附則第41条第1項のきていによりなお従前の例により運営することとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う場合におけるこれらの施設については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 |  | サービス基準省令附則第22条サービス基準条例附則第13条 |

| 第４　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意［関係書類］・重要事項説明書・利用契約書[関係書類]・重要事項説明書・利用契約書・その他利用者に交付した書面 | １　支給決定障害者等が指定就労継続支援Ｂ型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援Ｂ型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、社会福祉法第７７条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 1. 文書交付の有無　有　・　無

同意の有無　 　有　・　無①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人） 　□ 説明未済 　②重要事項説明書等への記載事項（運営規程の概要）　　□ 事業目的　　□ 運営方針　　□ 従業者職種・員数及び職務内容　　□ 営業日及び営業時間　　□ 利用定員　　□ 内容及び利用料その他の費用の額　□ 通常の事業実施地域　□ サービス利用の留意事項　　□ 緊急時の対応　　□ 非常災害対策　　□ 主たる対象とする障害の種類　　□ 虐待防止の措置　　　　　　　　　　　（その他の重要事項）　　□ 従業者の勤務体制　 □ 事故発生時の対応□ 苦情処理体制□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況２．①　適　・　否　・　該当なし②書面交付状況　　□ 全員に交付済み　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）　　□ 未交付③記載事項　　□ 経営者の名称　　□ 主たる事務所の所在地　　□ 提供するサービスの内容　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項　　□ サービス提供開始年月日　　□ 苦情受付窓口 | サービス基準省令第202条（第9条準用）サービス基準条例第176条（第10条準用） |
| ２　契約支給量の報告等［関係書類］・受給者証の写し・受給者証の写し・契約内容報告書・契約内容報告書・受給者証の写し・契約内容報告書 | １　指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供するときは、当該指定就労継続支援B型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１） 事業者は、サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該サービスの内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。（２） 当該契約に係るサービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合は、当該月で既に提供したサービスの量を記載することとしたものである。２　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。３　指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 　４　指定就労継続支援B型事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、上記１から３に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況　□　全員に記載済み　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）　□　未記載　　②記載事項　□　事業者及び事業所の名称　□　サービス内容　□　契約支給量　□　契約年月日２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第10条準用）サービス基準条例第176条（第11条準用） |
| ３　提供拒否の禁　　止[関係書類]・適宜必要と認める資料 | 　指定就労継続支援B型事業者は、正当な理由がなく指定就労継続支援B型の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒んでいないか。 ※正当な理由に該当するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合・主たる対象とする障害に該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難な場合・入院治療が必要な場合 | 適　・　否　・　該当なし正当な理由により提供を拒否したことがある場合理由： | サービス基準省令第202条（第11条準用）サービス基準条例第176条（第12条準用） |
| ４　連絡調整に対する協力[関係資料]・適宜必要と認める資料 | 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 　　適　・　否　 | サービス基準省令第202条（第12条準用）サービス基準条例第176条（第13条準用） |
| ５　サービス提供困難時の対応[関係資料]・適宜必要と認める資料 | 指定就労継続支援B型事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第202条（第13条準用）サービス基準条例第176条（第14条準用） |
| ６　受給資格の確　　認［関係書類］・受給者証の写し | 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 適　・　否 | サービス基準省令第202条（第14条準用）サービス基準条例第176条（第15条準用） |
| ７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助[関係書類]・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　２　指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第202条（第15条準用）サービス基準条例第176条（第16条準用） |
| ８　心身の状況等の把握［関係書類］・アセスメント記録・ケース記録 | 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適　・　否　　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | サービス基準省令第202条（第16条準用）サービス基準条例第176条（第17条準用） |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携[関係書類]・個別支援計画・ケース記録・個別支援計画・ケース記録 | １　就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第17条準用）サービス基準条例第176条（第18条準用） |
| 10　サービスの提供の記録［関係書類］・サービス提供の記録 | １　指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、当該指定就労継続支援B型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援B型の提供の都度、記録しているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、上記１の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定就労継続支援B型を提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否記録すべき内容　□ 提供日　□ サービスの具体的内容 □ 実績時間数　□ 利用者負担額　２．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第19条準用）サービス基準条例第176条（第20条準用） |
| 11　指定就労継続支援B型事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等［関係書類］・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者が、指定就労毛族支援B型を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。(1)指定就労継続支援Ｂ型のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。(2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。２　上記１の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、１２の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．徴収する費用(・ )(・ )(・ )　２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第202条（第20条準用）サービス基準条例第176条（第21条準用） |
| 12 利用者負担額等の受領［関係書類］・請求書・領収書・請求書・領収書・請求書・領収書・領収書・重要事項説明書 | １　指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。３　指定就労継続支援B型事業者は、上記１及び２の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。①　食事の提供に要する費用(次のイ又はロに定めるところによる)イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額ロ　事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）であるもの又は同令17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額②　日用品費③　①、②のほか、指定就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの４　指定就労継続支援B型事業者は、上記１から３までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。５　就労継続支援Ｂ型事業者は、上記３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第202条（第159条準用）サービス基準条例第176条（第128条準用） |
| 13　利用者負担額に係る管理［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定就労継続支援Ｂ型事業者が提供する指定就労継続支援Ｂ型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労継続支援Ｂ型及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労継続支援Ｂ型及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。１―２　この場合において、当該指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし１－２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第202条（第22条準用）サービス基準条例第176条（第23条準用） |
| 14　介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知等[関係書類]・通知の写し[関係書類]・サービス提供証明書の写し | １　指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援B型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。　２　指定就労継続支援B型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | １．①通知状況　□ 全員に通知済み　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無２．交付状況　□ 全員に交付済み　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし | サービス基準省令第202条（第23条準用）サービス基準条例第176条（第24条準用） |
| 15　障害福祉サービスの取扱方針[関係書類]・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、就労継続支援B型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援B型の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。３　指定就労継続支援B型事業所の従業者は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。　※「支援上必要な事項」　･･･　個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。４　事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４． 適　・　否 | サービス基準省令第202条（第57条準用）サービス基準条例第176条（第59条準用） |
| 16　個別支援計画の作成等［関係書類］・個別支援計画・サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類・個別支援計画・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類・アセスメントを実施したことが分かる記録・面接記録・アセスメントを実施したことが分かる書類・面接記録・個別支援計画の原案・他サービスとの連携状況が分かる書類・サービス担当者会議の記録・個別支援計画・利用者に交付した記録・個別支援計画・個別支援計画・アセスメント及びモニタリングに関する記録・モニタリング記録・面接記録・2から8に掲げる各資料 | １　指定就労継続支援B型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援B型に係る個別支援計画（就労継続支援B型計画）の作成に関する業務を担当させているか。２　サービス管理責任者は就労継続支援B型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。４　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。５　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定就労継続支援B型事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め就労継続支援B型計画の原案に位置付けるよう努めているか。６　サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成に係る会議（※）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、就労継続支援B型計画の原案の内容について意見を求めているか。(※)利用者及び当該利用者に対する就労継続支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。７　サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。８　サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画を作成した際には、当該計画を利用者及び指定特定相談事業者等に交付しているか。９　サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。10　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。　　①　定期的に利用者に面接すること。　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。11　就労継続支援B型計画に変更のあった場合、２から８に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．個別支援計画記載事項　□　利用者及びその家族の生活に対する意向　□　総合的な支援の方針　□　生活全般の質を向上させるための課題　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期　□　当該サービスを提供する上での留意事項等　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）６．会議の参加者□　利用者□　利用者の家族□　管理者　□　サービス管理責任者　□　担当職業指導員、生活指導員　□　相談支援専門員　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）７．説明・同意状況　　□　全員説明、同意済み　　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）　　□　未説明、同意８．交付状況　　□ 全員交付済み　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）　　□ 未交付９．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回10．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回11．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第58条準用）サービス基準条例第176条（第60条準用） |
| 17　サービス管理責任者の責務［関係書類］・個別支援計画・アセスメント及びモニタリングに関する記録・個別支援計画・アセスメント及びモニタリングに関する記録・サービス提供の記録・他の従業者に指導及び助言した記録 | １ サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。(１)　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就継続支援B型事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。(２)　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。(３)　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | (１)．　適　・　否(２)．　適　・　否(３)．技術適指導及び助言の方法　□　現場にて指導、助言　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第59条準用）サービス基準条例第176条（第61準用） |
| 18　相談及び援助［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 　指定就労継続支援B型事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 　　把握方法 | サービス基準省令第202条（第60条準用）サービス基準条例第176条（第62条準用） |
| 19　訓練［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。３　指定就労継続支援B型事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。４　指定就労継続支援B型事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第160条準用）サービス基準条例第176条（第129条準用） |
| 20　生産活動［関係書類］・適宜必要と認める書類・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならない。２　指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならない。３　指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならない。４　指定就労継続支援B型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 ※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務がある。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第84条準用）サービス基準条例第176条（第86条準用） |
| 21　工賃の支払等［関係書類］・工賃支払記録・工賃支給規程・就労支援事業に関する会計書類（出納簿等）・平均工賃が分かる書類（1年間の工賃支払総額、1か月の工賃支払対象者延べ人数等）・工賃の水準を高めていることが分かる書類（ケース記録等）・工賃の目標水準を設定したことが分かる書類・利用者への工賃通知の控え・都道府県への報告書・適宜必要と認める書類 | １　指定就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 ２　１により利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額(工賃の平均額) は、3,000円を下回っていないか。３　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。４　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県及び市に報告しているか。５ 工賃の支払に要する額は自立支援給付をもって充てていないか。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者に対する賃金及び工賃の支払いに当たっては、原則として自立支援給付を当 ててはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。 ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に事業所が所在する場合であって、生産 活動収入の減少が見込まれる場合。　 ・激甚災害や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収 入の減少が明らかであると都道府県が認めた場合。 | １．　適　・　否２．昨年度の平均工賃月額（　　　　　　　　　円）３．　適　・　否４．①今年度の目標工賃額（時給・日給・月給（いずれかに○）　　　　　　　　　　②通知状況　　□　全員に通知済み　　□　一部未通知（未通知人数　　　　　　人）　　□　未通知５．　適　・　否 | サービス基準省令第201条サービス基準条例第175条サービス基準省令第202条（第192条第6項準用）サービス基準条例第180条（第165条第6項準用） |
| 22　実習の実施[関係書類]・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、利用者が個別支援B型計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。　　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、その開拓に努めること。２　実習時において、事業所における職業指導員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも１週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労継続支援B型計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。２　指定就労継続支援B型事業者は、１の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえて行うよう努めているか。  | １．　適　・　否　実習先企業名等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第193条準用）サービス基準条例第176条（第166条準用） |
| 23　求職活動の支援等の実施[関係書類]・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。　　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個別支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう必要に応じ支援すること。２　指定就労継続支援B型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第194条準用）サービス基準条例第176条（第167条準用） |
| 24　職場への定着のための支援の実施［関係書類］・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　事業者は、 当該就労継続支援を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。２　指定就労継続支援B型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項１の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定就労継続支援Ｂ型事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定就労継続支援Ｂ型事業者は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。２　当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労継続支援Ｂ型事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努める。３　就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第202条（第195条準用）サービス基準条例第176条（第168条準用） |
| 25　食事［関係書類］・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。３　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。４　事業者は、食事の提供を行う場合であって、当該事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | １．適　・　否　　２．適　・　否３.　適　・　否４．栄養士を配置しているか　適　・　否　　保健所等の指導を受けているか　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第86条準用）サービス基準条例第176条（第88条準用） |
| 26　緊急時等の対応[関係書類]・緊急時対応マニュアル・ケース記録・事故等の対応記録 | 従業者は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否　 | サービス基準省令第202条（第28条準用）サービス基準条例第176（第29条準用） |
| 27　健康管理［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 指定就労継続支援B型事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  | 適　・　否 | サービス基準省令第202条（第87条準用）サービス基準条例第176条（第89条準用） |
| 28　支給決定障害者に関する市町村への通知［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　(1)　正当な理由なしに障害福祉サービス指定就労継続支援B型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。　　(2)　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費等又は特例訓練棟給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第202条（第88条準用）サービス基準条例第176条（第90条準用）  |
| 29　管理者の責務[関係書類]・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業所の管理者は、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。２　指定就労継続支援B型事業所の管理者は、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第13障の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否２．指揮命令の伝達方法　□　朝礼　□　定例会議　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第202条（第66条準用）サービス基準条例第176条（第68条準用） |
| 30　運営規程［関係書類］・運営規程 | 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。１　事業の目的及び運営の方針２　従業者の職種、員数及び職務の内容３　営業日及び営業時間４　利用定員５　指定就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額６　通常の事業の実施地域７　サービスの利用に当たっての留意事項８　緊急時等における対応方法９　非常災害対策10　事業の主たる対象とする当該障害の種類（定めた場合のみ）11　虐待の防止のための措置に関する事項12　その他運営に関する重要事項※指定申請時から運営規程が変更されていないか。変更されている場合は、市に変更届の提出が必要。 | 重要事項の記載状況　□　事業の目的及び運営の方針　□　従業者の職種、員数及び職務の内容　□　営業日及び営業時間　□　利用定員　□　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　□　通常の事業の実施地域　□　サービスの利用に当たっての留意事項　□　緊急時等における対応方法　□　非常災害対策　□　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　□　虐待の防止のための措置に関する事項　□　その他運営に関する重要事項　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第202条（第89条準用）サービス基準条例第176条（第91条準用） |
| 31　勤務体制の確保等［関係書類］・勤務表・勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類・研修計画・研修実施記録・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | １　指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、適切な指定就労継続支援B型を提供できるよう、指定就労継続支援B型事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員等の勤務体制を指定障害福祉サービスの単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。２　指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、当該指定就労継続支援B型事業所の従業者によって指定就労継続支援B型を提供しているか。（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等可。３　指定就労継続支援B型事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。４　指定就労継続支援B型事業者は、適切な指定就労継続支援B型の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | １．　適　・　否勤務表の作成　　有　・　無　２．　適　・　否雇用契約書の締結　　有　・　無第三者への委託の有無　有　・　無３．　適　・　否　　 ４．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第68条準用）サービス基準条例第176条（第70条準用） |
| 32　業務継続計画の策定等［関係資料］・業務継続計画・研修及び訓練を実施したことが分かる書類・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 【令和６年４月１日から義務化】１　指定就労継続支援B型事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。１－２　当該計画に従い必要な措置を講じているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。３　指定就労継続支援B型事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | １．　適　・　否　１－２．適　・　否1. 適　・　否

３．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第33条の2準用）、サービス基準条例第176条（第34条の2準用） |
| 33　定員の遵守[関係書類]・運営規程・利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 指定就労継続支援B型事業者は、利用定員を超えて指定就労継続支援B型の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 ※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１ 利用者に対するサービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、事業所が定める　利用定員（事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。(ア) １日当たりの利用者の数（Ⅰ）利用定員50 人以下の事業所の場合１日当たりの利用者の数が、利用定員に150％を乗じて得た数以下となっていること。（Ⅱ）利用定員51 人以上の事業所の場合１日当たりの利用者の数が、利用定員から50 を差し引いた数に125％を乗じて得た数に、　　75を加えて得た数以下となっていること。1. 過去３月間の利用者の数

過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125％を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員11 人以下の場合は、過去３月間の利用者の延べ数が、定員の数に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。 | 適　・　否 | サービス基準省令第202条（第69条準用）サービス基準条例第176条（第71条準用） |
| 34　非常災害対策［関係書類］・非常災害時対応マニュアル・運営規程・通報・連絡体制・消防用設備点検の記録・避難訓練の記録・消防署への届出・地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | １　指定就労継続支援B型事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備消防法（昭和23 年法律第186 号）その他法令等に規定された設備を指し、それらの設備を確実に設置しなければならない。２　非常災害に関する具体的計画　消防法施行規則（昭和36 年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。３　関係機関への通報及び連携体制の整備火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。２　指定就労継続支援B型事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ３　指定就労継続支援B型事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | １．　適　・　否２．避難訓練：年　　　回　□　火災　□　地震　□　その他（　　　　　　　　　）３．　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第70条準用）サービス基準条例第176条（第72条準用） |
| 35　衛生管理等[関係書類]・衛生管理に関する書類・衛生管理に関する書類・委員会議事録・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針・研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | １　指定就労継続支援B型事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるほか次の点に留意する。ア　指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。【令和６年４月1日から義務化】２　指定就労継続支援B型事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。(1)　指定就労継続支援B型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。(2)　当該指定就労継続支援B型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。(3)　当該指定就労継続支援B型事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。 | １．　適　・　否1. 適　・　否

２－（１）　適　・　否２－（２）　適　・　否２－（３）　適　・　否 | サービス基準省令第202条（第90条準用）サービス基準条例第176条（第92条準用） |
| 36　協力医療機関［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 協力医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第202条（第91条準用）サービス基準条例第176条（第93条準用） |
| 37　掲示[関係書類]・事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | １　指定就労継続支援B型事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定就労継続支援B型事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定就労継続支援B型事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に事由に閲覧させているか。 | １．　適　・　否掲示状況　□　運営規程の概要　□　従業者の勤務体制　□　事故発生時の対応□　苦情処理の体制□　提供するサービスの第三者評価の実施状況□　協力医療機関　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第202条（第92条準用）サービス基準条例第176条（第94条準用） |
| 38　身体拘束の禁止[関係資料]・個別支援計画・身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）・委員会議事録・身体拘束等の適正化のための指針・研修を実施したことが分かる書類 | １　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。２　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。【令和4年4月1日から義務化】３ 指定就労継続支援B型事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | １．身体拘束の有無：（有　・　無）２．記録の有無：（有　・　無）記録状況　□　態様及び時間　□　その際の利用者の心身の状況　□　やむを得ない理由　□　その他（　　　　　　　　　　　）いる　・　いない　いる　・　いない【身体拘束等の適正化のための指針】　□事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方□身体拘束等の適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　□身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針　□事業所で発生した身体拘束等の報告方法の施策に関する基本方針　□身体拘束等発生時の対応に関する基本方針　□利用者等に対する該当指針の閲覧に関する基本方針　□その他身体拘束等の適正化のための必要な基本方針　いる　・　いない | サービス基準省令第202条（第35条の2準用）サービス基準条例第176条（第36条の2準用） |
| 39　秘密保持［関係書類］・従業者及び管理者の秘密保持誓約書・従業者及び管理者の秘密保持誓約書・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）・個人情報同意書 | １　指定就労継続支援Ｂ型事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。２　指定就労継続支援B型事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置。３　指定就労継続支援B型事業者は、他の事業者等に対して、利用者又は、その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | １．適　・　否２．適　・　否措置方法　□ 雇用契約書　□ 誓約書　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）３．同意文書の状況 □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付 □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第202条（36条準用）サービス基準条例第176条（第37条準用） |
| 40　情報の提供等［関係書類］・情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)・事業者のHP画面・パンフレット | １　指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労継続支援B型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。　２　指定就労継続支援B型事業者は、当該指定就労継続支援B型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | １．情報提供方法　□ ホームページの作成　□ 広告の作成　□ 情報公表システム　□ その他（　　　　　　　　　　２．適　・　否 | サービス基準省令第202条（第37条運用）サービス基準条例第176条（第38条準用） |
| 41　利益供与等の禁止[関係書類]・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援B型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。２　指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。３　指定就労継続支援B型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、次のことなどがあげられる。・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授受すること。・障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授受すること・障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授受すること・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授受を行うこと。 | １．適　・　否２．適　・　否３．適　・　否 | サービス基準省令第202条（第38条準用）サービス基準条例第176条（第39条準用） |
| 42　苦情解決［関係書類］・苦情受付簿等・重要事項説明書・契約書・事業所の掲示物・苦情者への対応記録・苦情対応マニュアル・市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類・都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類・都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類・都道府県等への報告書・運営適正化委員会の調査またはあっせんに協力したことが分かる資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、その提供した就労継続支援B型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。２　指定就労継続支援B型事業者は、１の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３　指定就労継続支援B型事業者は、その提供した指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援B型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４　指定就労継続支援B型事業者は、その提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。５　指定就労継続支援B型事業者は、その提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援B型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。６　指定就労継続支援B型事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から第5項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。７　指定就労継続支援B型事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | １．措置状況　□ 相談窓口の設置　□ 説明文書の交付□ 事業所内の掲示□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※苦情処理の体制　○苦情解決責任者　　　　　　　　　　　　　　　○苦情受付担当者　　　　　　　　　　　　　　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業・役職等　　　　　　　　　　　２．苦情受付状況　○苦情受付件数（前年度）　　件（今年度）　　　件　○記録作成：　有　・　無　○解決結果の公表：　有　・　無　○公表方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし７．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第202条（第39条準用）サービス基準条例第176条（第40条準用） |
| 43　事故発生時の対応［関係書類］・事故対応マニュアル・松江市、支給決定市町村、家族等への報告記録・事故の対応記録・ヒヤリハットの記録・再発防止の検討記録・損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | １　指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、松江市、支給決定市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※あらかじめ対応方法を定めておくことや、AEDの設置や救命講習等を受講することが望ましい。　２　指定就労継続支援B型事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか３　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | １．適　・　否　・　該当なし発生状況事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件□ 緊急連絡網の作成□ AEDの設置□ 救命講習等の受講　２．　適　・　否　・　該当なし３．いる　・　いない　・　該当なし損害賠償保険への加入：　有　・　無 | サービス基準省令第202条（第40条準用）サービス基準条例第176条(第41条準用) |
| 44　虐待の防止［関係書類］・委員会議事録・研修をしたことが分かる書類・担当者を配置していることが分かる書類 | 【令和4年4月1日から義務化】指定就労継続支援B型事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。1. 当該指定就労継続支援B型事業所における虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。

(2)当該指定就労継続支援B型事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。(3)(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いる　・　いない　【虐待防止の措置】　□虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知　□虐待防止のための研修の実施　□虐待防止の措置を適切に実施すための担当者の設置いる　・　いない　　いる　・　いない　【担当者職・氏名】（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第202条（第40条の2準用）サービス基準条例第176条（第41条2準用） |
| 45　会計の区分［関係書類］・収支予算書・決算書等の会計書類 | 指定就労継続支援B型事業者は、実施する障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。　 | 適　・　否 | サービス基準省令第202条（第41条準用）サービス基準条例第176条（第42条準用） |
| 46　地域との連携　　等［関係書類］・適宜必要と認める資料 | 　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 地域住民との交流の機会（事業所主催の夏祭りへの招待　等） | サービス基準省令第202条（第74条準用）サービス基準条例第176条（第76条準用） |
| 47　記録の整備［関係書類］・職員名簿・設備・備品台帳・帳簿等の会計書類・右記（1）から（6）までの書類 | １　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を文書により整備しているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する以下の記録を整備しているか。（1）個別支援計画（2）サービスの提供の記録（3）支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（4）身体拘束等の記録（5）苦情の内容等の記録（6）事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録３　２の記録は、サービス提供した日から少なくとも５年以上保存しているか。 | １．文書による整備状況　□　従業者に関する記録　□　設備、備品に関する記録　□　会計に関する記録２及び３．整備状況（保存期間）　□個別支援計画（　　年）　□サービス提供の記録（　　年）□支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　　年）　□身体拘束等の記録（　　年）　□苦情の内容等の記録（　　年）　□事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録（　　年） | サービス基準省令第202条（第75条準用）サービス基準条例第176条（第77条準用） |
| 48 電磁的記録等[関係書類]・電磁的記録簿冊・適宜必要と認める資料 | １　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。２　　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第224条サービス基準条例第216条 |

| 第５　変更の届出等 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 変更の届出[関係書類]・適宜必要と認める資料・適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援B型事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定就労継続支援B型の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。２　指定就労継続支援B型事業者は、当該指定就労継続支援B型の事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の一月前までにその旨を市長に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし　変更届事項□　事業所の名称及び所在地□　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名、生年月日、住所及び職名□　定款、寄附行為、登記事項証明書、条例等□　事業所の平面図及び設備の概要□　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴□　運営規程□　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の内容２．　適　 ・　 否　・　該当なし | 法第46条施行規則第34条の23 |

| 第６　介護給付費等の算定及び取扱い |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 基本事項［関係書類］・体制状況等一覧表、当該加算の届書類・体制等状況一覧表、当該加算の届出書定員超過利用減算サービス提供職員欠如減算個別支援計画未作成減算情報公表未報告減算業務継続計画未策定減算身体拘束廃止未実施減算虐待防止措置未実施減算 | １　指定就労継続支援B型に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14により算定する単位数に、10円を乗じて得た額を算定しているか。（ただし、その額が現に当該指定就労継続支援B型に要した費用を超えるときは、当該現に就労継続支援Ｂ型に要した費用の額となっているか。）２　端数処理・１の規定により、就労継続支援B型に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。・加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五入し整数値にして計算しているか。（計算例参照）また、算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、切り捨てとする。　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護１時間以上1時間30分未満で587 単位）・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%587×0.70＝410.9 → 411 単位・基礎研修課程修了者で深夜の場合411×1.5＝616.5→ 617単位※587×0.70×1.5＝616.35として四捨五入するのではない。３　障害福祉サービス種類相互の算定関係特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費を算定していないか。※　介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。４　減算の取扱サービス費の算定に当たっては、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じているか。（１）定員超過の場合【定員超過利用減算】　次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70　　　ア　過去３ヶ月間の利用者の数の利用者の延べ数が次のいずれかに該当（当該１月間について利用者全員に減算）①　利用定員が11人以下の事業所等利用定員に３を加えた数に開所日数を乗じて得た数を超える場合②　利用定員が12人以上の事業所等利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合イ　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）①　利用定員50人以下の事業所等利用定員に100分の150を乗じた数を超える場合②　利用定員51人以上の事業所等利用定員から50を控除した数に100分の125を乗じた数に75を加えた数を超える場合　　　　※定員超過の算定の際の利用者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～４までに該当する利用者を除くことができる。　　１　身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法により市町村の措置による利用者　　２　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者　　３　災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者４　下記①及び②のいずれにも該当しない者であって、一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者①　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった　　　　者②　50歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者（２）人員欠如の場合【サービス提供職員欠如減算】ア　生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について□減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする□減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100 分の50 とする。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）イ　サービス管理責任者の人員欠如について　□減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70 。□減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（３）個別支援計画が作成されていない場合【個別支援計画未作成減算】□作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70□作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50　　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算　　　ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。（４）情報公表サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合【情報公表未報告減算】（令和６年４月１日から適用）　　 □所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 障害者総合支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた月が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。（５）業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合【業務継続計画未策定減算】（令和６年４月１日から適用）　　 □所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合（感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合）に、その翌日から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。　　【経過措置】　　　令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。（６）身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合【身体拘束廃止未実施減算】（令和５年４月１日から適用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位を減算。（７）虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合【虐待防止措置未実施減算】（令和６年４月１日から適用）□所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに計画を都市長等に提出した後、事実が生じた月から後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。ア　虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。イ　従業者に対し 、虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。ウ　上記措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合。※複数の減算事由に該当する場合であっても、利用者全員について、所定単位数の100分の１に　　相当する単位数から減算する。（８）複数の減算事由に該当する場合の取扱い　　　　原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと５　その他注意事項　　ア　日中活動サービスのサービス提供時間　　　　日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを通じて、個別支援計画を作成することから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。　　イ　加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数　　　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（新規開設又は再開の場合は推定数による）。　　　　　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数を除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）とする。　　　②　新設又は増改築等の場合（前年度において１年未満の実績しかない場合）の利用者数は、次のとおりとする。　　　　・６月未満の間　　　 …便宜上、定員の90％を利用者数とする。　　　　・６月以上１年未満の間…直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とする。　　　　・１年以上　　　　　　…直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。　　　③　定員を減少する場合には、減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の述べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。　　　④　これにより難い合理的な理由がある場合で、市長が認めた場合は、他の適切な方法により、利用者数を推定できる。　　ウ　定員規模別単価の取扱い　　　①　療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型については、運営規程の利用定員に応じた報酬を算定する。　　　②　多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等については、昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員数とした場合の報酬を算定する。　　　③　多機能型指定児童発達支援事業所は、基準第215条の多機能型事業所の人員基準の特例によらない場合は、多機能型児童発達支援事業所にかかる利用定員とその他の多機能型事業所のそれぞれの規模に応じた報酬を算定する。６　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）　　基準に適合する福祉・介護職員等の処遇改善を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、障害者に対し、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を算定しているか。ア　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（93／1000）【加算要件】　 月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴ、職場環境等要件の区分ごとに２以上の取組（生産性向上は３以上）とHP掲載等を通じた見える化イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（91／1000）【加算要件】　　月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ、職場環境等要件の区分ごと　　　　　　　　に２以上の取組（生産性向上は３以上）とHP掲載等を通じた見える化ウ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（76／1000）【加算要件】　　月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の区分ごと　　　　　　　　に１以上の取組（生産性向上は２以上）エ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）【算定単位数】　１月につき、所定単位×サービス別加算率（62／1000）【加算要件】　　月額賃金改善要件Ⅰ～Ⅱ、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅱ、職場環境等要件の区分ごと　　　　　　　　に１以上の取組（生産性向上は２以上） | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４－（１）．　適　・　否　４－（２）．　適　・　否　・　該当なし４－（３）．　適　・　否　・　該当なし４－（４）．　適　・　否　・　該当なし４－（５）．　適　・　否　・　該当なし４－（６）．　適　・　否　・　該当なし４－（７）．　適　・　否　・　該当なし４－（８）．　適　・　否　・　該当なし適　・　否　・　該当なし算定状況□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 報酬告示第一報酬告示第二留意事項通知第二報酬告示別表第14の1注10（１）報酬告示別表第14の1注10（1）報酬告示別表第14の1注10（2）報酬告示別表第14の1注12報酬告示別表第14の1注13報酬告示別表第14の1注14報酬告示別表第14の1注15報酬告示別表第14の17 |
| １　就労継続支援Ｂ型サービス費[関係書類]・体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | １　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）～（Ⅱ）年齢、支援の度合いその他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難である者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者に対して、指定就労継続支援Ｂ型又は指定基準該当就労継続支援Ｂ型若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。1. 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）について

厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長へ届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ｂ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。　　　ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）　　　工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。　　　イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）　　　工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く）。ウ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10 で除して得た数以上であること(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定している場合を除く)。※前年度の平均工賃月額の算出方法について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除くこと。(ア) 前年度における工賃支払い総額を算出(イ) 前年度における開所日１日当たりの平均利用者数を算出（算定式）前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数(ウ) 前年度における工賃支払総額（ｱ）÷前年度における開所日１日当たりの平均利用者数（ｲ）÷12 月により、１人当たり平均工賃月額を算出　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○重度者支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、上記により算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。　　〇なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援Ｂ型事業所のうち、8 割の就労継続支援Ｂ型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができることとするが、 従前の算定方法ではなく、上記方法によって算定した額とすること。※以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。　　・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法（昭和22 年法律第118 号）適用地域に就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合。　　・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると市が認めた場合。（２）就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長へ届け出た定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設において、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定しているか。（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く）。ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）　　　指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を６で除して得た数以上であること。イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）　　　指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定している場合を除く）。ウ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）　　　指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)又は（Ⅴ）を算定している場合を除く）。（３）基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費について社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する授産施設利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援Ｂ型を提供した場合に算定。ア　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費次の算式により算定した数と、イの⑴から⑸までに掲げる利用定員及び平均工賃月額に応じ、それぞれイの⑴から⑸までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数とのいずれか少ない単位数を算定しているか。（算式（略））２　地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定しているか。３　新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定について（１）年度当初に新規に指定を受けた場合就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）の算定に当たって、初年度の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定しているか。（２）年度途中に新規に指定を受けた場合初年度及び２年度目の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定しているか。ただし、支援の提供を開始してから６月経過した月から当該年度の３月までの間は、支援の提供を開始してからの６月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。　　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　就労継続支援Ｂ型については、次のいずれかに該当する者が対象となる。　　１　 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者２　 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者３　 １及び２のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者４ 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。　　※指定就労継続支援事業所とは別の場所での支援における報酬の算定　　　　　　　　　　　　　　指定就労継続支援事業所のほか、次の１、２の支援（事業所とは別の場所での支援）についても、一定の要件のもと報酬の算定が可能である。　　１　施設外支援　　２　施設外就労　　　※１、２の内容及び報酬の算定は以下のとおり。　　　※１　施設外支援（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）について事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援については、次の要件を全て満たす場合に限り、1年間に180日を限度として報酬の算定が可能。　　　(1)要件　　　　　ア　施設外支援の内容が、運営規程に位置づけられていること　　　　　イ　施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、一ヶ月毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。　　　　　ウ　利用者又は実習受入事業者等から、施設外支援期間中の利用者の状況について聞き取りを行うことにより、日報が作成されていること。　　　　　エ　施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること　　　(2)報酬の算定期間　　　　　・「1年間」：4月1日から3月31日までの期間　　　　　・「180日」：利用者が実際に利用した日数の合計数（特例の場合、当該期限を超えて可能）　　　(3)その他　　　　　居宅において就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型を利用する場合は対象外　　　※２　施設外就労（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）について企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労については、次の要件を全て満たす場合に、報酬の算定が可能。ア　施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。なお、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。イ　施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。ウ　施設外就労の提供が、当該指定障がい福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。エ　施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。オ　緊急時の対応ができること。【短時間利用減算】（令和６年４月１日から適用）６ 　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）については、前３月における指定就労継続支援B型等の利用者のうち、 指定就労継続支援Ｂ型等の平均利用時間（前３月において利用者が事業所の利用した時間の合計時間を利用者が事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が４時間未満の利用者の占める割合が100分の50以 上である場合には、所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。※短時間利用減算の取扱いについて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ア ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4 時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が4 時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。ウ 算定される単位数は、所定単位数の100 分の70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 | １．算定状況ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）(1) 利用定員が20人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【837単位】　　□ 平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【805単位】□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【758単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【738単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 　 【726単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【703単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【673単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　 【590単位】(2) 利用定員が21人以上40人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【746単位】　　□ 平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【717単位】　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【676単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【660単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 　 【637単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【624単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【600単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　 【526単位】(3) 利用定員が41人以上60人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【700単位】　　□ 平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【674単位】　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【636単位】　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【620単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【600単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【586単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【563単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　 【494単位】(4) 利用定員が61人以上80人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　 　　 【688単位】　　□ 平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【662単位】　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【625単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【609単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【589単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【575単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【553単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　 【485単位】(5) 利用定員が81人以上　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【666単位】　　□ 平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【640単位】　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【605単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【590単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【570単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【557単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【535単位】□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【468単位】イ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）(1) 利用定員が20人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【748単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【716単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【669単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【649単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【637単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【614単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【584単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【537単位】(2) 利用定員が21人以上40人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【666単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【637単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【596単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【580単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【557単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【544単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【520単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【478単位】(3) 利用定員が41人以上60人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【625単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【599単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【561単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【545単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【525単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【511単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【488単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【449単位】(4) 利用定員が61人以上80人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【614単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【588単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【551単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【535単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【515単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【501単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【479単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【440単位】(5) 利用定員が81人以上　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【594単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【568単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【533単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【518単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【498単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【485単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【463単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【425単位】ウ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）(1) 利用定員が20人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【682単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【653単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【611単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【594単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【572単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【557単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【532単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【490単位】(2) 利用定員が21人以上40人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【609単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【584単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【547単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【532単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【511単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【497単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【475単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【438単位】(3) 利用定員が41人以上60人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【564単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【541単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【508単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【493単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【474単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【461単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【441単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【405単位】　(4) 利用定員が61人以上80人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【554単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【530単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【498単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【483単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【465単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【452単位】　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【432単位】□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　【397単位】　(5) 利用定員が81人以上　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【535単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【512単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【480単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【467単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【449単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【437単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満　 【417単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【384単位】　エ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）* 利用定員が20人以下　　　　　　　 　　　【584単位】
* 利用定員が21人以上40人以下　　　 　　　【519単位】
* 利用定員が41人以上60人以下　　　　 　　【488単位】
* 利用定員が61人以上80人以下　　　　　 　【479単位】
* 利用定員が81人以上　　　　　　　　　　 【462単位】

オ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）□　利用定員が20人以下　　　　　　　 　　　 【530単位】□　利用定員が21人以上40人以下　　 　 　　　【471単位】□　利用定員が41人以上60人以下　　 　 　　　【443単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　 　 　　　【434単位】□　利用定員が81人以上　　　　　　　 　　　 【419単位】カ　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）□　利用定員が20人以下　　　　　　　 　　　 【484単位】□　利用定員が21人以上40人以下　　 　 　　　【430単位】□　利用定員が41人以上60人以下　　 　 　　　【398単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　 　 　　　【390単位】□　利用定員が81人以上　　　　　　　 　　　 【376単位】２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第14の1報酬告示別表第14の1注11 |
| ２－1　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算[関係書類等]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書・体制状況等一覧表、当該加算の届出書２－２　高次脳機能障害者支援体制加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者の配置について、次の条件に該当しているものとして、市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）　次の１及び２いずれにも該当していること。１ 　視覚障害者等である利用者の数が利用者数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じた数とする。（Ⅱ）においても同じ。）が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の50を乗じた数以上である。２ 視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、基準人員に加え、常勤換算方法で当該指定就労族支B型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出たていること。イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）次の１及び２いずれにも該当していること。１　視覚障害者等である利用者の数が利用者数に100分の30を乗じて得た数以上であること。２ 視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、基準人員に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして、市長に届け出ていること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１ 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。　(1)身体障害者手帳の障害の程度が１級又は２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者　(2)身体障害者手帳の障害の程度が２級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者　(3)身体障害者手帳の障害の程度が３級に該当し、日常生活上のコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害が有する者２ 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の50又は100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100分の50又は100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40又は50で除して得た数以上なされていれば満たされる。３ 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。(1) 視覚障害点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者(2) 聴覚障害又は言語機能障害手話通訳等を行うことができる者高次脳機能障害を有する利用者が当該指定就労継続支援B型等の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を指定基準に加え、常勤換算方法で事業所に 50：１以上配置した上で、その旨を市に届出を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１．研修の要件高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和６年２月19日付け障障発0219第１号・障精発0219第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。２．高次脳機能障害者の確認方法について高次脳機能障害者については、以下の書類で高次脳機能障害の診断の記載を確認すること。(１)障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書　　　(２)精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書(３)その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）３．届出等当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を市へ届け出る必要があること。また、研修を修了した確認は、原則として修了証書により確認するが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めても差し支えない。４．多機能事業所の取り扱い多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。 | ２－1　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）　【51単位】□ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）　【41単位】２－２　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 高次脳機能障害者支援体制加算　【41単位】 | 報酬告示別表第14の2　　報酬告示別表第14の2の2　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ３　就労移行支援体制加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　就労継続支援B型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度に１人以上いるものとして市長に届け出た事業所においてサービスを行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。ア　就労移行支援体制加算(Ⅰ)就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合イ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)　　　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している場合ウ　就労移行支援体制加算(Ⅲ)　　　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)又は(Ⅴ)を算定している場合エ　就労移行支援体制加算(Ⅳ)　　　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している場合　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１．　「就労」とは、企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援Ｂ型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。また、過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。２．　就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ｂ型の職場定着支援の努力義務期間【就職した日から6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後から6月）】中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援Ｂ型事業所において就労継続支援Ｂ型を受けた場合は、当該就労継続支援Ｂ型を受けた後から６月）に達した者は就労定着者として取り扱う。３．　「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和５年10月１日に就職した者は、令和６年３月31日に６月に達した者となる。また、当該就労後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者であり、例えば、令和５年10月１日に就職した後、労働時間の延長のために令和５年12月31日まで当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、令和６年６月30日に6月に達した者となる。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　就労移行支援体制加算(Ⅰ)(1) 利用定員が20人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【93単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【86単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【79単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【72単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【65単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【58単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【51単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【48単位】(2) 利用定員が21人以上40人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【49単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【44単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【40単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【36単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【32単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【28単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【23単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【22単位】(3) 利用定員が41人以上60人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【35単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【31単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【28単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【24単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【21単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【18単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【14単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【13単位】(4) 利用定員が61人以上80人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【27単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【24単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【21単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【18単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【16単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【13単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【10単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 9単位】(5) 利用定員が81人以上　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【22単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【20単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【17単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【15単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【13単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【11単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【 8単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 7単位】イ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)(1) 利用定員が20人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【90単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【83単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【76単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【69単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【62単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【55単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【48単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【45単位】(2) 利用定員が21人以上40人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【48単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【43単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【39単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【35単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【31単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【27単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【22単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【21単位】(3) 利用定員が41人以上60人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【34単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【30単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【27単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【23単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【20単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【17単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【13単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【12単位】(4) 利用定員が61人以上80人以下　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【27単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【24単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【21単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【18単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【16単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【13単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【10単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 9単位】(5) 利用定員が81人以上　□　平均工賃月額が４万５千円以上　　　　　　 【21単位】　　□　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満【19単位】　　□　平均工賃月額が３万円以上３万５千円未満　 【16単位】　　□　平均工賃月額が２万５千円以上３万円未満　 【14単位】　　□　平均工賃月額が２万円以上２万５千円未満 【12単位】　　□　平均工賃月額が１万５千円以上２万円未満 　 【10単位】　　□　平均工賃月額が１万円以上１万５千円未満 　 【 7単位】　□　平均工賃月額が１万円未満の場合　 　　　　【 6単位】ウ　就労移行支援体制加算(Ⅲ)□　利用定員が20人以下　　　　　　　　　　　 【42単位】□　利用定員が21人以上40人以下　　　　　　 【18単位】□　利用定員が41人以上60人以下　　　　　　　【10単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　　　　　　【 7単位】□　利用定員が81人以上　　　　　　　　　　　 【 6単位】エ　就労移行支援体制加算(Ⅳ)□　利用定員が20人以下　　　　　　　　　　　　 【39単位】□　利用定員が21人以上40人以下　　　　　　　　【17単位】□　利用定員が41人以上60人以下　　　　　　　　【 9単位】□　利用定員が61人以上80人以下　　　　　　　　【 7単位】□　利用定員が81人以上　　　　　　　　　　　　 【 5単位】 | 報酬告示別表第14の3 |
| ４　就労移行連携加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が１人以上いる事業所において、サービスを行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、指定特定相談支援事業者に対して、就労継続支援Ｂ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、就労継続支援Ｂ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定しない。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　就労継続支援Ｂ型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる事業所において、当支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援Ｂ型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、サービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ａ型を受けている利用者は算定対象外とする。また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3 年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。２　本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。３　特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援Ｂ型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。 | 適　・　否　・　該当なし* 就労移行連携加算　【1,000単位】
 | 報酬告示別表第14の3の2 |
| ５　初期加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　指定就労継続支援Ｂ型事業所又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所において、指定就労継続支援Ｂ型又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業を行った場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するものであること。なお、この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。２　初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。３　指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できる。なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から対処した翌日に当該指定障害者支援施設に入所した場合を含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。４ 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できる。ただし、事業所の同一敷地内に併設する病院等へ入院した場合は算定できない。５　旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とならない。なお、旧法施設で「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合は、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について初期加算を算定できる。６ 通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労継続支援Ｂ型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援Ｂ型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、 初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。 | 　適　・　否　・　該当なし* 初期加算　【30単位】
 | 報酬告示別表第14の4 |
| ６　訪問支援特別加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　指定就労継続支援B型事業所等において継続して指定就労継続支援B型等を利用する利用者について、連続して５日間、指定就労継続支援Ｂ型等の利用がなかった場合において、当該事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労継続支援B型従業者」という。）が、就労継続支援B型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、就労継続支援B型計画等に位置づけられた内容の指定就労継続支援Ｂ型を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。ア　所要時間1時間未満の場合　イ　所要時間1時間以上の場合　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　概ね３か月以上継続的に当該指定就労継続支援Ｂ型等を利用していた者が、最後に当該サービスを利用した日から中５日間以上連続して利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定就労継続支援Ｂ型等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る就労継続支援B型計画の見直し等の支援を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ、算定する。なお、この場合の「５日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で５日間をいうものであることに留意すること（利用者の利用予定日ではない。）２　「所要時間」　実際に要した時間により算定されるのではなく、就労継続支援B型計画に基づいて行われるべき指定就労継続支援Ｂ型等に要する時間に基づき算定されるものであること。３　「相談援助等」　家族等との連絡調整、引き続き就労継続支援Ｂ型を利用するための働きかけ、当該利用に係る個別支援計画の見直し等の支援４　この加算を１月に２回算定する場合については、この加算の算定後又は指定就労継続支援Ｂ型等の利用後、再度５日間以上連続して指定就労継続支援Ｂ型等の利用がなかった場合にのみ対象となる。５　通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した５日間、就労継続支援Ｂ型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | 報酬告示別表第14の5 |
| ７　利用者負担上限額管理加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　指定就労継続支援Ｂ型事業所等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況* 利用者負担上限額管理加算　【150単位】
 | 報酬告示別表第14の6 |
| ８　食事提供体制加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。(１)当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。(２)食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。(３)利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。○経過措置令和6年9月30日までの間、「次の(1)から(3)までのいずれにも」とあるのは、「次の(2)および(3)のいずれにも」とする。○加算の算定要件食事提供体制を整えているものとして市長に届け出た事業所が、市町村民税所得割の合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）の所得者の利用者に対して食事提供を行った場合に算定可能。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。　２　事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められる。　　この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならない。また、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されることから、この加算は算定できないことに留意すること。３　本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能である。事業所に来てサービスを受けたが途中で体調を崩して食事を取らなかった場合は本加算の算定は、可能であるが、事業所を急に休んだ場合は事業所が当該利用者の食事を準備していても算定することはできない。（この場合は、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、契約内容による。） | 　適　・　否　・　該当なし* 食事提供体制加算　【30単位】
 | 報酬告示別表第14の7 |
| ９　福祉専門職員配置等加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　職業指導員又は生活支援員（以下「職業指導員等」という。）の配置が次の条件に該当するものとして市長に届出している場合、１日につき所定単位数を加算しているか。ア　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）職業指導員等として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所においてサービスを提供した場合。イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）職業指導員等として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業員の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所でサービスを提供した場合。ただし、この場合において、アの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。ウ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　次のいずれかに該当するものとして市長に届出し、サービスを提供した場合。(1)　職業指導員等として配置されている従業員のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。(2)　職業指導員等として常勤で配置されている従業員のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | 報酬告示別表第14の8 |
| １０　ピアサポート実施加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 次の（１）から（３）でのいずれにも該当するものとして市長に届け出た就労継続支援B型事業所において、法第４条第１項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下「障害者等」という。）である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を算定しているか。（１）就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、（Ⅴ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定していること。（２）障害者ピアサポート研修修了者を指定就労継続支援Ｂ型事業所等の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。（３）（２）に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　次の（１）から（３）までのいずれにも該当する就労継続支援Ｂ型事業所において、（２）の(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に加算する。（１）就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、（Ⅴ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定していること。（２）当該事業所の従業者として、県が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。(ア) 障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下この⑩において「障害者等」という。）(イ) 当該就労継続支援Ｂ型事業所の従業者（３） イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。２　研修の要件「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。３　障害者等の確認方法当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。ア 身体障害者身体障害者手帳イ 知的障害者(ア)　療育手帳(イ)　療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。ウ　精神障害者以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。(ア) 精神障害者保健福祉手帳(イ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類(エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）(オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等エ　難病等対象者医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等オ その他市が認める書類又は確認方法４　配置する従業者の職種等ア　障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、看護師、理学療法士、作業療士又は言語聴覚士、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。イ　１のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に理解しており、当該就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。ウ　いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。５　ピアサポーターとしての支援についてピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動にともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。６　届出等1. 当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を市に届け出なければならない。
2. 当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市長から求めがあった場合には、提出しなければならない。

※経過措置　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年４月１日から令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認める。ア　市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとするイ １のイの（イ)の者の配置がない場合も算定できる。この場合において、県が上記研修に準ずると認める研修については、県又は市町村が委託補助等によりピアサポーターの 養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない | 適　・　否　・　該当なし　□　ピアサポート実施加算　【100単位】 | 報酬告示別表第14の8の2 |
| １１　欠席時対応加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　通所による利用者が就労継続支援Ｂ型の利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、当該指定就労継続支援B型事業者又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月に4回を限度として所定単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。２　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定就労継続支援Ｂ型の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | 　適　・　否　・　該当なし* 欠席時対応加算　【94単位】
 | 報酬告示別表第14の9 |
| １２　医療連携体制加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　医療機関との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、看護を受けた利用者に対し、１日につき所定単位数を算定しているか。ア　医療連携体制加算（Ⅰ）　看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人の利用者を限度）。イ　医療連携体制加算（Ⅱ）　看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人の利用者を限度とする。）。ウ　医療連携体制加算（Ⅲ）　看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人の利用者を限度とする。）。エ　医療連携体制加算（Ⅳ）　看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に該当（１回の訪問につき８人の利用者を限度とする。）。　ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）のいずれかを算定している利用者については算定しない。オ　医療連携体制加算（Ⅴ）　看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に該当（当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。）カ　医療連携体制加算（Ⅵ）　喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に該当。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については算定しない。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】　イ　□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】　ウ　□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】　エ 医療連携体制加算（Ⅳ）　□　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】□　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】□　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】　オ　□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】カ　□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】 | 報酬告示別表第14の10 |
| １３　地域協働加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、（Ⅴ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援Ｂ型等（当該指定就労継続支援Ｂ型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援Ｂ型等係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。※加算の対象となる地域の範囲　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。※取組の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意すること。※公表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。２　公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト及び事業所のホームページ等インターネットを利用したものとすること。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、展示資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。 | 適　・　否　・　該当なし* 地域協働加算　【30単位】
1. 取組内容

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）②公表方法□インターネット（URL　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他の方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 報酬告示別表第14の11 |
| １４　重度者支援体制加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　重度者支援体制加算について、次の区分に応じ、適切に算定しているか。ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）　指定就労恵贈支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数の100分の50以上であるとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を加算する。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害基礎年金１級受給者が利用者の数（障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。）の100分の50以上である指定就労継続支援Ｂ型事業所である場合、算定。イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）　指定就労恵贈支援B型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度の指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数の100分の25以上であるとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じて、１日につき所定単位数を加算する。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　障害基礎年金１級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援Ｂ型事業所である場合、算定する。２　利用実績の算定については、次によるものとすること。ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金１級受給者の延べ人数を算出イ 前年度における利用者の延べ人数を算出ウ ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金１級受給者延べ人数割合を算出 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）　□　利用定員が20人以下　　　　　 　【56単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　　【50単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　 【47単位】　□　利用定員が61人以上80人以下　 【46単位】　□　利用定員が81人以上 【45単位】イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）　□　利用定員が20人以下　　　　　 【28単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　　【25単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　【24単位】　□　利用定員が61人以上80人以下　 【23単位】　□　利用定員が81人以上 　【22単位】 | 報酬告示別表第14の12 |
| １５　目標工賃達成指導員配置加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援Ｂ型事業所において、目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画を掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で１人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で利用者の数を５で除して得た数以上である場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24 年法律第50 号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ＩＣＴ機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　利用定員が20人以下　　　　 　 　【45単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　　 【40単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　 【38単位】　□　利用定員が61人以上80人以下　　 【37単位】　□　利用定員が81人以上 　【36単位】 | 報酬告示別表第14の13 |
| １６　目標工賃達成加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援Ｂ型事業所において、県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。ア 　目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援Ｂ型事業所において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合。イ 　当該工賃目標が当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度における指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が目標年度の前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額）以上である場合。（例）令和5年度の平均工賃月額が13,000円である就労継続支援Ｂ型事業所の場合（令和4年度と令和3年度の全国平均工賃月額の差額は524円）・令和6年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500 円だった場合→ 加算・令和6年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合→ 工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額（524 円）以上となっていないことから加算対象外・令和6年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が14,000円だった場合→ 工賃目標未達成であることから加算対象外 | 適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第14の13の2 |
| １７　送迎加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | １　次の要件に適合するものとして市長に届け出た場合、居宅等と就労継続支援Ｂ型事業所の間の送迎を行った利用者（障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する就労継続支援Ｂ型事業所又は障害者支援施設を利用する施設入所者を除く）に対して、片道につき所定単位数を算定しているか。ア　送迎加算（Ⅰ）　　　①及び②のいずれにも該当イ　送迎加算（Ⅱ）　　　①又は②のいずれかに該当①１回の送迎について平均10人以上(利用定員20人未満の事業所は平均的に利用定員の5割以上)の利用者が利用していること。②週３回以上の送迎を行っていること。２　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合は、原則として一の事業所として取り扱う。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではない。２　グループホーム又は指定障害者支援施設との間の送迎も対象とする。 | １．①　適　・　否　・　該当なし②算定状況　 □　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】　 □　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】２．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第14の14 |
| １８　障害福祉サービスの体験利用支援加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | １　指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等におくべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかの支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容を記録した場合に所定単位数を算定しているか。　(1)体験的な利用支援の利用日に当該指定就労継続支援Ｂ型事業所において昼間の時間帯に訓練等の支援を行った場合　(2)以下の体験的利用支援に関して指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談支援を行った場合①体験的な利用支援を行うに当たっての地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整②①を踏まえた今後の方針の協議③利用者に対する相談援助ア　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　　　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定イ　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　　　体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の就労継続支援B型等に係る基本報酬は算定できない。　　２　当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、１の(2)の支援を、体験利用した日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。２　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されており、市町村によりに地域生活支援拠点等に位置づけられること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を１名以上配置していることを市長に届け出た場合に、１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。なお、市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】２．　適　・　否　・　該当なし【追加50単位】 | 報酬告示別表第14の15 |
| １９　在宅時生活支援サービス加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労継続支援B型事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。２　居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労継続支援Ｂ型を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 | 　適　・　否　・　該当なし* 在宅時生活支援サービス加算　【300単位】
 | 報酬告示別表第14の16 |
| ２０　社会生活支援特別加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 　次の施設要件に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において１日につき所定単位数を算定しているか。※対象者の要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援Ｂ型事業所等を利用することになった者をいう。２　矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定就労継続支援Ｂ型等を利用することになった場合、指定就労継続支援Ｂ型等の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。※施設要件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　従業者の配置　人員配置基準に定める従業者の数に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者の受入時におい当該利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。２　有資格者による指導体制　以下のいずれかにより、対象者に対する適切な支援について、従業者を対象とした指導体制が整えられていること。1. 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されていること
2. 指定医療機関等との連携により、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に訪問させていること

３　研修の開催　従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受ける者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。４　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。※支援内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、就労継続支援Ｂ型計画等の作成イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等ウ　日常生活や人間関係に関する助言エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援オ　日中活動の場における緊急時の対応カ　その他必要な支援 | 　適　・　否　・　該当なし* 社会生活支援特別加算　【480単位】
 | 報酬告示別表第14の16の2 |
| ２１　緊急時受入加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１ 市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。市町村及び事業者は、協議会の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。２　拠点関係機関との連携担当者を１名以上置くこと。担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の経典関係機関との情報連携に努めることし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。３ 当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること 。４　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて１人以上の職員が配置されていること。 | 適　・　否　・　該当なし□　緊急時受入加算　【100単位】 | 報酬告示別表第14の16の３ |
| ２２　集中的支援加算[関係書類]・体制状況等一覧表、当該加算の届出書 | 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援Ｂ型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を算定しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　集中的支援加算については、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定就労継続支援Ｂ型事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和６年３月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。１　本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。２　集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。(ア) 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定就労継続支援B型事業所のアセスメントを行うこと。(イ) 広域的支援人材と指定就労継続支援B型事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあっては、当該指定就労継続支援B型事業所とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと。(ウ) 指定就労継続支援B型事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること。(エ) 指定就労継続支援B型事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。(オ) 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること　。３　当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。４　集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。５　指定就労継続支援B型事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。 | 適　・　否　・　該当なし□　集中的支援加算　【1000単位】 | 報酬告示別表第14の16の４ |